

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年5月26日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度新たな生活様式に対応した健康づくり事業

(2) 業務目的

新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化した、社会活動の自粛に伴う身体・認知機能の低下を防止するため、新たな生活様式に対応した県民の健康づくりや社会参加を推進する。

(3) 業務内容

県内の健康づくりや活動の場等に関する情報が集約された静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくにむすびば」（以下、「サイト」という。）の管理・改修により、情報発信及び交流によるつながりの創出を促す。また、ICTを活用した市町の取組を支援するため、アドバイザーの派遣や「ベジチェック」等の機器の貸与を行う。

(4) 委託価格の限度額

10,100千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(7) コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが上記(2)から(6)の項目を満たしていること。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館3階

静岡県健康福祉部健康局健康増進課地域支援班

電話番号 054-221-2975 FAX番号 054-221-3291

E-mail kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

令和5年5月26日（金）から令和5年6月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、令和5年6月16日（金）は正午までとする。

イ 配布場所

上記(1)の担当部局宛てに、件名を「新たな生活様式に対応した健康づくり事業企画提案募集要領送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに募集要領の電子データを送付する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

令和5年6月16日（金）正午 持参又は郵送必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

日時 令和5年6月20日（火）の健康増進課が指定した時間、場所

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。